

## 乳児紙おむつ券配付事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、町内在住の乳児に対して、紙おむつ券を配付し、子育ての支援を図ることを目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、甲佐町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (配付対象者)

第3条 対象者は、甲佐町内に在住する者で1歳未満の乳児とする。

### (配付の申請)

第4条 紙おむつ券の配付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乳児紙おむつ券配付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を、民生委員児童委員を通じて甲佐町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。なお、申請はその者の家族又は親族等が代わって申請ができるものとする。

### (配付決定及び通知)

第5条 会長は申請書を受理したときは、母子手帳等で確認を行い、乳児紙おむつ券配付決定（却下）通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

### (配付)

第6条 紙おむつ券の配付月は、5月、8月、11月、2月の年4回とし、申請書提出月以後に到来する配付月から該当するものとする。

2 紙おむつ券を配付する場合は、担当地区の民生委員児童委員を介して毎回3,000円の券を配付するものとする。

### (返還)

第7条 申請者は、配付決定者が次の各号に該当したときには協議会へ連絡し、未使用の乳児紙おむつ券は速やかに返還しなければならない。

(1) 死亡等によって該当しなくなったとき

(2) 本町に住所を有しなくなったとき

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 第3条の配付対象者は、平成17年4月1日以後に生れた乳児とする。

2 第6条の配付月については、平成17年7月31日までに申請があった場合  
第1回の配付月は、第2回目である8月の配付日までに行なうこととする。